

# 1. 企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入

## 【要望内容】

現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額(他の企業年金なし:4.6万円、他の企業年金あり:2.3万円)の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で、個人拠出を認め、これを所得控除(小規模共済控除)の対象とする。

## 1. 税制上の支援の必要性

### ①『企業拠出が不十分』

企業拠出は、全体の平均では約1.1万円(限度額4.6万円に対して約1.3万円、拠出限度額2.3万円に対して約9千円)にすぎず、老後の所得確保として不十分。



本人拠出(マッチング拠出)により老後の所得を確保する必要性が高く、その自助努力に対して国として税制上の支援を行うべき。

### ②『導入企業の大半が中小企業』

企業型確定拠出年金を実施する企業の約8割は、企業拠出を増額する余力が低い中小企業である。



中小企業の人材確保に資するよう、本人拠出(マッチング拠出)に対する税制上の支援を行うことにより、中小企業の従業員の老後の所得確保を充実させるべき。

### ③『若年世代の企業拠出は低い』

企業拠出は賃金に一定率を乗ずることで決められる方式が大半であり、結果として賃金の低い若い世代の企業拠出は低くなる。



若い世代から自助努力により掛金を拠出し、年金資産を積み増すことにより、将来の年金給付の充実を図り、老後への「安心」が得られるにすべき。

## 2. 税制上の支援措置の内容

既に個人型は、拠出限度額の範囲内で全額所得控除(小規模共済控除)が適用されており、企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)についても、同じ控除を適用すべき。

※ 小規模共済控除(小規模企業共済等掛金控除)は、個人型確定拠出年金の掛金のほか、個人事業主等が自らの退職金を共同で確保するための任意加入の小規模企業共済制度において、個人事業主等が拠出した掛金に対して適用されており、全額所得控除となる。